

日本銀行金融高度化セミナー

「会計制度に関する国際的な議論と今後の課題」



# 国際的な金融商品会計見直し の動向と日本の対応

企業会計基準委員会常勤委員  
金融商品専門委員会専門委員長

公認会計士 加藤 厚

2009年12月2日

# IASBにおける検討状況

## ■ G20等の提言を受けて金融商品会計の見直しを加速化

フェーズ	公開草案	基準化のスケジュール等
分類及び測定	2009年7月 (コメントは9月で締切)	<u>金融資産について基準公表済み (11月)</u> 金融負債に関する当初提案を変更する公開草案を2010年第1四半期に予定
減損の手法	2009年11月 (コメントは2010年6月末まで)	2010年第4四半期に基準化
ヘッジ会計 (審議が進行中)	2010年第1四半期を予定	2010年第4四半期に基準化

# 「分類及び測定」フェーズ

## ■ 分類モデルの概要

要件	測定方法	評価差額	減損
①契約CFの回収のために保有 かつ ②契約CFの特徴の要件を満たす 負債性金融資産	償却原価	—	必要
公正価値オプション • 会計上のミスマッチ • 当初認識時の指定	公正価値	純損益	不要
上記以外	公正価値	純損益	不要
OCI表示のオプション • 持分金融商品(株式) • 当初認識時の指定 • 除、トレーディング目的	公正価値	OCI	不要

# (参考)FASBの動向

- 2010年第1四半期での公開草案に向け検討中
- 分類モデルの概要は以下のとおり。

要件	測定方法	評価差額	減損
OCI表示のオプション <ul style="list-style-type: none"> <li>• 負債性金融商品</li> <li>• 売却又は決済ではなく、契約CFの回収又は支払のために保有</li> </ul>	公正価値	OCI	必要
償却原価のオプション <ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融負債</li> <li>• 会計上のミスマッチ</li> </ul>	償却原価	—	—
上記以外	公正価値	純損益	不要

# 償却原価の要件

## ■ 事業モデルの要件

- 契約CFの回収のために保有
- 企業の事業モデルに基づく — 商品ごとの判断ではない

## ■ 契約CFの特徴の要件

- 生じるCFは、元本と金利の支払いのみ
- 金利 → 貨幣の時間価値、信用リスクの対価

## ■ ティンティン・ルールなし

- 売却があっても、上記事業モデルと整合する場合もある
- ただし、頻度によっては整合性を検討する必要あり

## ■ 分類の振替 → 事業モデル変更により必要

# 持分金融商品(株式)への投資

- 評価差額をその他の包括利益(OCI)に表示する選択肢
  - いわゆる戦略的投資の存在を考慮
  - トレーディング目的以外。当初認識時点での取消不能の選択
  - 減損はなく、処分時の純損益へのリサイクリングもなし。受取配当金は純損益で認識
- 原価測定の特例を削除し、公正価値で測定
  - ただし、原価が公正価値を表す限定的なケースを例示として追加

# 「減損の手法」フェーズ

## ■ 予想損失アプローチを提案

- 減損損失を早期に認識
  - 減損のトリガーのバラつきを除去
  - 当初期間での収益の過大認識を修正
- ⇒ 現行の発生損失アプローチへの批判に対応

## ■ 特徴

- 当初取得時点で予想損失を決定。契約金利から当初予想損失を控除したものを、各期間で認識
- 每期、予想CFを再評価 ⇒ 減損のトリガーなし

# 予想損失アプローチ vs. 発生損失アプローチ

予想損失アプローチ	ポイント	発生損失アプローチ
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初の予想損失を<u>含める</u></li> </ul>	<p>実効金利の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初の予想損失を<u>含めない</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 每期CFの見積りを改訂</li> <li>• CFの見積りに不利な変動が生じた場合に認識。</li> </ul>	<p>減損損失の認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 減損が発生した客観的な証拠がある場合に認識。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 簿価と将来CFの現在価値との差額として算定</li> </ul>	<p>減損損失の測定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 簿価と将来CFの現在価値との差額として算定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• CFの見積りに有利な変動が生じた場合に認識。</li> <li>• トリガーは不要</li> </ul>	<p>減損戻入れの認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 客観的な事象の発生(トリガー)が必要</li> </ul>



# 適用上の課題

- 導入にあたっての実務的対応可能性、コスト、準備期間の懸念
  - 専門家諮問パネル (Expert Advisory Panel) を組織
    - 適用上の課題に関する助言
    - IASBのフィールドテスト実施支援
  - 実務上の便宜的取扱いをガイダンスにて説明
    - 追加の便宜的取扱いの可能性も質問
  - 強制適用まで、3年程度の期間を設ける予定

# 「ヘッジ会計」フェーズ

## ■ 公正価値ヘッジの手法の改善

### ■ CFヘッジと同様の手法（繰延ヘッジ）

- ヘッジ手段の評価差額の有効部分をOCIで認識  
⇒ヘッジ対象の損益認識時にOCIから純損益に振替
- ヘッジ対象は再測定しない

## ■ 今後の検討

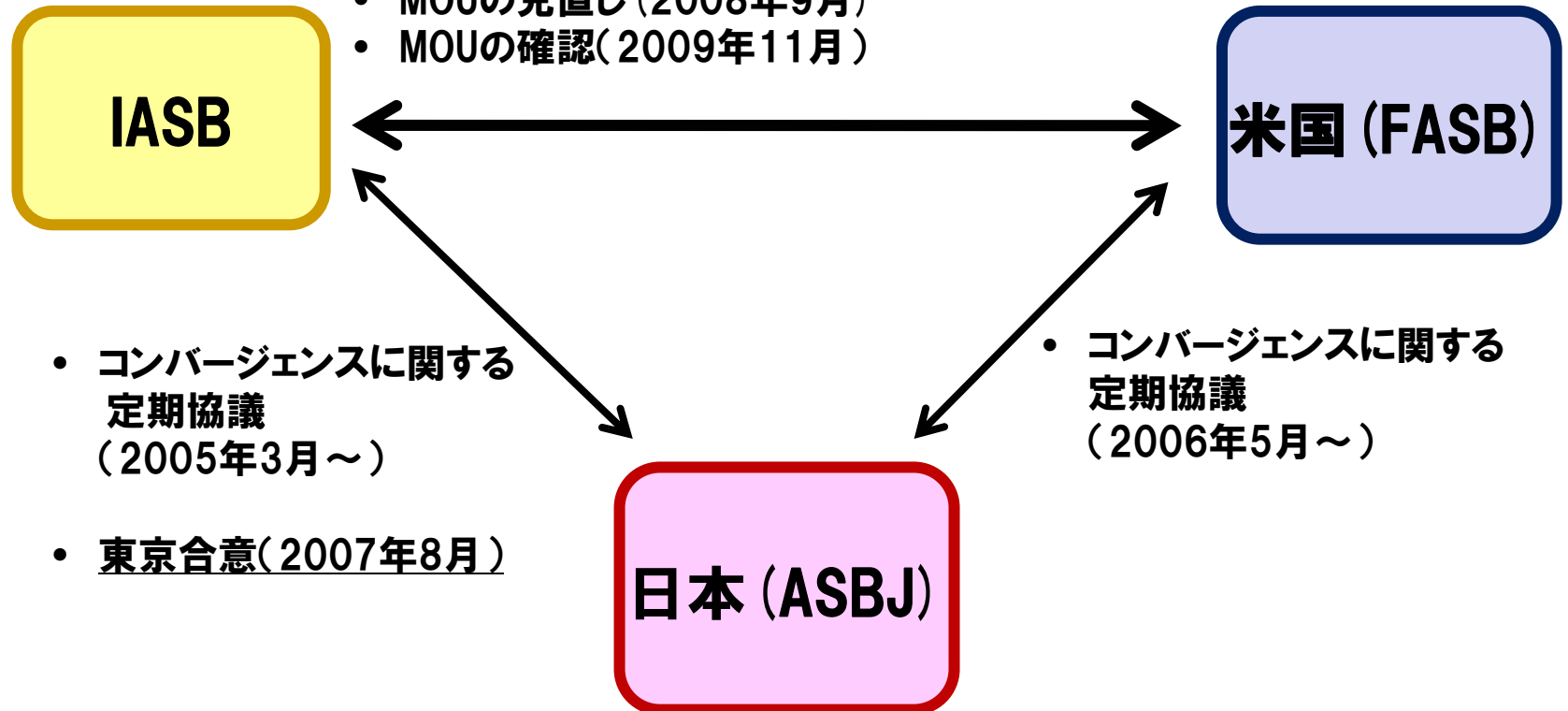
- 最初に、一般的な取扱いを検討
- その後、ポートフォリオ・ヘッジ、純投資ヘッジについて検討

# ASBJの対応－対外的な意見発信

- IASB及びFASBとの定期会議における議論
  - 半年に1度開催し、ボード間の意見交換を実施(2009年3月及び9月)
- IASB公開草案等に対するコメント
  - 今後、IASB公開草案「金融商品：償却原価及び減損」へのコメントを検討予定
- IASB円卓会議開催支援及び参加
  - IASB円卓会議(アジア)の開催を支援
  - 円卓会議に出席し、コメントを踏まえた意見を表明

# (参考) 会計基準設定主体の連携

- コンバージェンスPJ(2002年9月～)
- ノーワーク合意(2002年9月)
- 米国SECのロードマップを踏まえたMOU(2006年2月)
- MOUの見直し(2008年9月)
- MOUの確認(2009年11月)



- コンバージェンスに関する定期協議 (2005年3月～)
- 東京合意(2007年8月)

- コンバージェンスに関する定期協議 (2006年5月～)

# ASBJの対応－国内基準のコンバージェンス

- プロジェクト計画表の更新(2009年9月)
  - 東京合意に基づく高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスへの取組み
  - 更新にあたり、以下を考慮
    - 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」におけるコンバージェンスの継続・加速化の提言
    - IASBが8月に公表した2011年までのワークプラン  
⇒ ただし、IASBは、11月に新ワークプランを公表  
ASBJプロジェクト計画表見直しの可能性あり

# プロジェクト計画表の更新(金融商品専門委員会関係)

(2009年9月1日時点)	2009		2010				2011	備考(注)	
	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q			
<b>IASB及びFASBのMOUに関連するプロジェクト項目</b>									
<b>金融商品</b>								金融商品専門委員会が対応	
(保有目的区分の変更)		ED	Final					2010年3月までの暫定措置である実務対応報告26号の見直し	
(分類及び測定)	C					ED	Final	IASBは金融資産について基準公表済(2009年11月)。金融負債に関する当初提案を変更するEDを2010年第1四半期に公表予定	
(減損)		C					ED	Final	IASBのEDは2009年11月に公表済
(ヘッジ会計)		C					ED	Final	IASBのEDは2010年第1四半期に公表予定
<b>公正価値測定・開示</b>	DP/ C		ED				Final		金融商品専門委員会が対応 IASBのFinalは2010年第3四半期に公表予定

(注)備考欄は、2009年11月6日のIASBのワークプラン改訂等を受けて、当初のプロジェクト計画表の表現を一部修正している。

# (参考) 日本企業へのIFRS適用

## ■ 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(2009年6月)

### ■ 任意適用

- 2010年3月期から
- 国際的財務・事業活動を行っている企業の連結財務諸表
- 一定の追加開示を要件

### ■ 強制適用

- 任意適用期間での適用状況、IFRSの改善内容、IASBのガバナンス体制、米国などの海外の動向等を踏まえて、2012年を目途に判断
- 強制適用は、判断時期から少なくとも3年間の準備期間必要  
⇒ (2012年に判断→2015年又は2016年に適用開始)

◎外国企業に対しては、既にIFRSに基づく財務諸表を受け入れている

# IFRS適用に向けたASBJの取組み

## ■ IFRSの適用に向けたASBJ/FASBへの期待

- コンバージェンスの継続・加速化
- IFRSの基準設定プロセスへのより深い関与
- IFRSの翻訳
- 関係者向けのIFRSセミナー

## ■ IFRS対応会議

- IFRS導入の課題に民間レベルで主体的に取り組むための体制

## ■ IFRS実務対応グループ(ASBJ)



# ASBJの対応－国内基準のコンバージェンス

## ■ 論点整理の作成とコメントを踏まえた対応

- 「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」(2009年5月29日、7月29日までコメント受付)
- 論点整理の目的
  - 現行IAS第39号の置換えプロジェクトに呼応
  - 2011年を念頭に置き、我が国の金融商品会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図る
- 今後の予定：分類及び測定、減損、ヘッジ会計を包括する公開草案の公表・・・2010年第4四半期